（運行管理者の業務）

第二十条　運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　一般貨物自動車運送事業者等により運転者（特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員）として選任された者以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

二　第三条第三項の規定により、乗務員等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三　（略）

四　第三条第五項の規定により、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

四の二　第三条第六項の規定により、乗務員等の健康状態の把握に努め、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

五　（略）

五の二　特定自動運行事業用自動車による運送を行おうとする場合にあっては、第三条の二第一項の規定により特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、若しくはこれと同等の措置を行い、又は遠隔からその業務を行わせること。

六・七　（略）

七の二　第五条の二の規定により、運転者等に対する指導及び監督を行うこと。

八　第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九　第八条の規定により、運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十～十二　（略）

十二の二　第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三　第九条の五の規定により、運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四　第十条（第五項を除く。）の規定により、乗務員等に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項による記録及び保存を行うこと。

十四の二～十七　（略）

２　特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、事業用自動車の運行の業務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する指導及び監督を行わなければならない。

３・４　（略）

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第七条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（運行管理者の業務）

第二十条　運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　一般貨物自動車運送事業者等により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

二　第三条第三項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三　（略）

四　第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二　第三条第六項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五　（略）

（新設）

六・七　（略）

七の二　第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

八　第七条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九　第八条の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十～十二　（略）

十二の二　第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三　第九条の五の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四　第十条（第四項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項による記録及び保存を行うこと。

十四の二～十七　（略）

２　特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、乗務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。

３・４　（略）